

### コミュニティ自治の国際比較的網羅的データベース構築に向けた基礎研究

名和田, 是彦 / NAWATA, Yoshihiko

---

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

科学研究費助成事業 (科学研究費補助金) 研究成果報告書

(開始ページ / Start Page)

1

(終了ページ / End Page)

4

(発行年 / Year)

2012-05

## 科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 24 年 5 月 25 日現在

機関番号：32675

研究種目：基盤研究(A)

研究期間：2008～2011

課題番号：20243003

研究課題名（和文）コミュニティ自治の国際比較的網羅的データベース構築に向けた基礎研究

研究課題名（英文）A basic research toward building the database of community autonomy systems in view of international comparison

## 研究代表者

名和田 是彦 (NAWATA YOSHIHIKO)

法政大学・法学部・教授

研究者番号：30164510

## 研究成果の概要（和文）：

本研究にいう「コミュニティ自治」とは、世上「自治体内分権」、「都市内分権」、「地域内分権」などと呼ばれる仕組みであって、合併によって大規模化した自治体を改めていくつかの地域に区分し、そこにそれぞれ役所の出先やコミュニティ・センターなどを置き、さらに住民代表的な組織を置く、仕組みである。多くの国々に見出される仕組みであり、日本でも、1960年代末以降の「コミュニティ政策」が試みられ始めた時代から独自の形をとって行われ、更に近年「平成の大合併」のあと急増している。本研究では、国際比較的な観点から現在の日本のコミュニティ自治の特徴を詳細に明らかにし、これをデータベース化して学問的及び政策的に活用できるようにすることを目指して基礎的な研究を行った。

## 研究成果の概要（英文）：

The “community autonomy” in this research means a system usually called inner-municipal decentralization, in which first an area of a city (which has become too large to make democracy work well) should be divided into several parts (wards), second a branch of the local government or a community center should be established in each ward and third a representative organ of the residents should be organized in each ward. This kind of system is found in many countries in the world. In Japan as many local governments of municipalities have planned and promoted “community policy” since 1960s, various programs that can be seen as a kind of inner municipal decentralization have been implemented. In this research we focused on the characteristic features of Japanese systems of community autonomy, taking into account the knowledge we collected from many countries such as Germany, France, England, Scotland, United States of America, China, Korea, the Philippines, India and so on. Through these works of international comparison as well as the fieldworks in many cities in Japan we tried to identify the items which are essential to characterize the “community autonomy” system of cities. This research should be a important preparing work to build a database on the inner-municipal decentralization.

## 交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	11,500,000	3,450,000	14,950,000
2009年度	8,800,000	2,640,000	11,440,000
2010年度	8,400,000	2,520,000	10,920,000
2011年度	6,400,000	1,920,000	8,320,000
年度			
総計	35,100,000	10,530,000	45,630,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・基礎法学

キーワード：自治体内分権、近隣政府、コミュニティ、コミュニティ政策、住民参加、協働、地方自治

### 1. 研究開始当初の背景

1980年代末から日本のコミュニティ政策に関心を持っていたが、1993年から1995年までドイツに留学し、彼の地の自治体内分権を詳細にフィールドワークしたことから、日本のコミュニティ政策も自治体内分権としての性格を持っていることに気づき、更に国際比較的に十分な研究を進めるとともに、1990年代から新たな様相を示し始めていたコミュニティ政策の諸相を多くの自治体、地域をフィールドワークすることによって解明しようと考え、2002年度から6年間二つの科学研究費補助金の研究課題を採択され、遂行してきていた。これを踏まえて、データベースの構築を目指すべきではないかとの着想が生じたが、すぐには網羅的なデータベースは難しいと判断し、そのための基礎作業をやりおせようと考えた。折しも平成の大合併が推進され、大規模化しすぎた自治体のもとでコミュニティ政策を更に推進しようとする多くの自治体が自治体内分権的試みを始めており、これらを国際比較的に得られた視点から観察することで、データベース構築の際の項目や着眼点を得られると考えた。

### 2. 研究の目的

国際比較的に見ると、コミュニティ政策として行われている日本の自治体内分権は、「協働」という政策理念が強い点で独特な性格を持つ。すなわち、コミュニティ・レベルの意思決定だけではなく、公共サービスをもコミュニティの住民によって行なうことが推進される点である。この点を勘案して「コミュニティ自治」という概念を立てた。そして本研究は、各自治体のコミュニティ自治の特徴を具体的に明らかにするために、着眼すべき項目（データベースのフィールドとなるべき項目）を割り出すことを通じて、将来的なデータベース構築の基盤を作ろうとしたものである。例えば、各コミュニティにおいて必要とされる公共サービス（例えば独居高齢者の見守りなど）を住民自身が行なうために、各コミュニティに対して一括交付金が与えられることが多いが、その額はどうか、その決定方法はどうか、議会の予算の議決が事前に必要かどうか、使途にどのような限定があるか、などである。

### 3. 研究の方法

この研究課題に先行する二つの研究課題に

おける国際比較的手法を踏襲するとともに、対象国を増やし、アジアの幾つかの国にも手を広げるなどの充実を図った。各国ごとに実績ある担当者を充て、毎年2週間程度滞在してもらって、資料収集のほか地域における活動の実態の視察やインタビュー調査など、ナマの事実を把握することに努めた。

この外国調査の成果を、年2回の研究会で共有して国際比較から得られる視点を獲得していき、これを日本の各自治体のコミュニティ政策の観察に際して適用していった。国内においては、2004年地方自治法改正でできた法律上の自治体内分権制度である「地域自治区」だけではなく、各自治体が独自に条例を定めたりして行なっている仕組みも対象とし、広くアンテナを張って、注目すべき試みをしていると思われる自治体を手分けして年に数カ所調査した。

### 4. 研究成果

国際比較の対象を広げたことで、欧米の自治体内分権と比べて、アジアの幾つかの国の自治体内分権は日本と類似して「協働」の政策方向が濃厚であることが判明した。このほか、日本で現在進行形で進んでいる様々な自治体のコミュニティ政策を理論的に整理する枠組を得ることができた。

国内においては、平成の大合併が一段落して、益々多くの自治体が自治体内分権的意味合いを持つコミュニティ政策を手がけるようになり、その数が激増していったため、データベースの構築そのものは時期尚早であるとしても、そのための着眼点の整理（データベースのフィールドとなるべき項目の洗い出し）には極めて好都合な状況であった。この機会を捉えて、コミュニティ自治の仕組みの、自治会・町内会との関係、適正エリア、権限、法制的根拠、財政的措置などのおおまかな着眼項目のそれぞれについて、詳細かつ具体的に論点を整理することができた。

### 5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計43件）

- ① 名和田是彦「2050年の市民自治とコミュニティにとっての都市計画」『都市計画』60巻3号、査読無、2011年、63～66頁

- ② 名和田是彦 「「コミュニティ・ニーズ」充足のための「コミュニティの制度化」の日本の類型について」『法社会学』74号、査読無、2011年、1～13頁
- ③ 宗野隆俊 「法による地域社会の変動と自治体内分権」『法社会学』74号、査読無、2011年、15～29頁
- ④ 高村学人 「オストロム・コモンズ理論の応用による都市内地域共用資源の分析方法と法概念論」『新世代法政策学研究』12号、査読無、2011年、347-372頁
- ⑤ 山崎仁朗 「オスナブリュック市における地区評議会の廃止と市民フォーラムの導入—地域自治をめぐる考察—」、『岐阜大学地域科学部研究報告』第28号、査読無、113-134頁、2011年
- ⑥ 前山総一郎 「準自治体 Public Development Authority (PDA) の起源と法的ステータス」『八戸大学紀要』第42号、2011年、1-9頁、査読無、2011年
- ⑦ 秋田典子 ”Participatory urban design by Machizukuri organizations -Case study on the Machizukuri organizations by Kobe City Machizukuri ordinance”, *The record of the 7th Pacific Rim Community Design Network Conference*, 査読有, pp.156-160, 2011年
- ⑧ 秋田典子 「まちづくり条例に基づく地区レベルのまちづくり制度の運用実態に関する研究—神戸市まちづくり条例に基づくまちづくり協議会を事例として」都市計画論文集, No. 45, 査読有, 7-12頁, 2010年
- ⑨ 高村学人 「コモンズとしての児童公園と法の新たな役割 —地域調査からの制度設計」『法社会学』第71号、査読有、2009年、40-57頁
- ⑩ 高村学人 ”Local Cooperative Managements on Public Facilities in Japan and New Roles of Law : Case Study of Child Parks Managements in Kusatsu City” *Journal of Policy Science*, vol. 4, 査読無、2009年、pp. 51-69
- ⑪ 山崎仁朗 ”Warum wurden die Osnabrücker Ortsräte abgeschafft? Hinweise für das Stadtteilautonomiesystem in Japan” 『地域科学部研究報告』第24号、117～134頁、査読無、2009年
- ⑫ 高村学人 「コモンズ研究のための法概念の再定位」『社会科学研究』60巻5・6号、査読有、2008年、81頁～116頁
- ⑬ 武岡明子 「平成の大合併と地域自治組織—北海道内の合併市町村に関する調査報告」『札幌法政研究』第1号、53-88頁、査読無、2008年

[学会発表] (計14件)

- ① 山崎仁朗 「研究の目的と方法」, 「旧自治省コミュニティ地区の成果と課題—『アンケート調査』結果から—」(第10回コミュニティ政策学会大会), 2011年7月10日、発表場所: 同志社大学
- ② 山崎仁朗 「コミュニティの制度化の社会的意義に関する考察—広島県旧五日市町を事例に—」(第36回地域社会学会大会)、2011年5月14日、発表場所: 山口大学
- ③ 名和田是彦 「地域内分権と地域民主主義—名古屋市地域委員会の事例を素材として—」コミュニティ政策学会、2011年3月26日、発表場所: 名古屋都市センター
- ④ 山崎仁朗 「オスナブリュック市における地区評議会の廃止と市民フォーラムの導入—地域自治をめぐる考察—」(第83回日本社会学会大会)、2010年11月6日、発表場所: 名古屋大学
- ⑤ 名和田是彦 「地域社会の法社会学の意義と方法」日本法社会学会、2010年5月9日、発表場所: 同志社大学
- ⑥ 宗野隆俊 「法による地域社会の変動と都市内分権・近隣政府の構想」日本法社会学会、2010年5月9日、発表場所: 同志社大学
- ⑦ 高村学人 「コモンズ論の射程拡大と法社会学の課題 企画趣旨説明」日本法社会学会、2010年5月8日、発表場所: 同志社大学
- ⑧ 名和田是彦 「ローカル・ガバナンスの再構築」日本建築学会、2009年8月27日、発表場所: 東北学院大学
- ⑨ 名和田是彦 「広がるコミュニティへの政策的関心 ～近年の地域社会、自治体、国の動向から～」コミュニティ政策学会、2009年7月4日、発表場所: 高松市サンポートホール高松
- ⑩ 山崎仁朗 ”Warum wurden die Osnabrücker Ortsräte abgeschafft? Hinweise für das Stadtteilautonomiesystem in Japan” (Die zehnte Tagung der Deutsch-Japanischen Gesellschaft für Sozialwissenschaften e. V.) 2008年8月29日、発表場所: ドイツ連邦共和国オズナブリュック市
- ⑪ 名和田是彦 「自由と公共性に関する日本的メンタリティ」政治経済学・経済史学会 2008年春季総合研究会、2008年6月28日、発表場所: 東京大学

[図書] (計3件)

- ① 名和田是彦 (編著) 『コミュニティの自

- 治 ―自治体内分権と協働の国際比較』  
日本評論社、2009年、276頁
- ② 前山総一郎（単著）『コミュニティ自治  
の理論と実践』東京法令出版、2009年、  
290頁
- ③ 前山総一郎（単著）『直接立法と市民オ  
ルタナティブ ―アメリカにおける新  
公共圏創生の試み』御茶の水書房、2009  
年、408頁

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

名和田 是彦 (NAWATA YOSHIHIKO)  
法政大学・法学部・教授  
研究者番号：30164510

### (2) 研究分担者

細井 保 (HOSOI TAMOTSU)  
法政大学・法学部・教授  
研究者番号：40440094

宗野 隆俊 (MUNENO TAKATOSHI)  
滋賀大学・経済学部・准教授  
研究者番号：60324563

高村 学人 (TAKAMURA GAKUTO)  
立命館大学・政策科学部・准教授  
研究者番号：80302785

### (3) 連携研究者

秋田 典子 (AKITA NORIKO)  
千葉大学・大学院園芸学研究科・准教授  
研究者番号：20447345

武岡 明子 (TAKEOKA AKIKO)  
札幌大学・法学部・准教授  
研究者番号：00438342

山崎 仁朗 (YAMAZAKI KIMIYAKI)  
岐阜大学・地域科学部・准教授  
研究者番号：40262828

羽貝 正美 (HAGAI MASAMI)  
東京経済大学・現代法学部・教授  
研究者番号：60208410

前山総一郎 (MAEYAMA SOUICHIROU)  
福山市立大学・都市経営学部・教授  
研究者番号：80229327